

7/16
厚民福井

介護報酬改定 方針

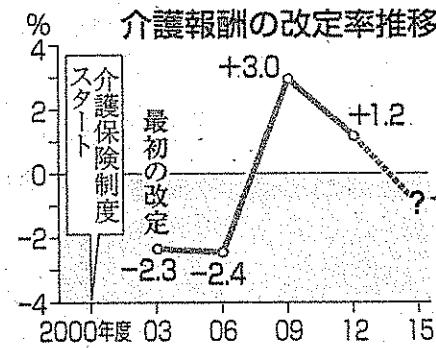
職員賃金は月1万円増

15年度改定方針

政府は十五日、介護サービス提供事業者に支払われる介護報酬を二〇一五年度の改定で引き下げる方針を固めた。財務省は約4%の引き下げを求める一方、厚生労働省は微減にとどめた。い考へで、一月半ばの一五年度予算案閣議決定に向けて調整する。ただ深刻化する人手不足に対応するため、介護職員の賃金アップ分の報酬は確保し、一人当たり月額一万円程度引き上げる方向だ。

特別養護老人ホーム（特

政府が引き下げる方針



厚労省は大幅な引き下げは介護サービスの質が低下しかねないとして、減少幅を1%未満とするよう求め

る。財務、厚労両省とも介護

養)などの利益率が高いとの指摘があることに加え、消費税率10%への引き上げ延期で社会保障に振り分ける財源が縮小したことでも考慮した。利用者の自己負担は軽くなるが、特養など事業者は大幅な減収となる。

介護報酬は原則三年に一度改定され、一五年度予算編成の焦点の一つ。

厚労省が今年三月の介護事業所の経営状況を調べたところ、特養の利益率は8・7%。通所介護(デイサービス)は10・6%だった。財務省は、他産業よりも利益率が高い上、特養に関する特養の利益率は計約二兆円の内部留保があると問題視している。

報酬で職員の賃金アップに充てる「処遇改善加算」を拡充することでは一致する。ただ、拡充幅より、その他のサービス報酬の引き下げ幅の方が大きいため、報酬改定全体ではマイナスとなる。

■ 介護報酬 介護サ

ービスを提供する事業者に支払われる報酬の公定価格。原則3年に1度見直され、次の改定は2015年度。保険料のほか、国や地方の税金、利用者の自己負担で賄われる。報酬が引き上げられると、介護サービスの質の改善につながるとの期待がある一方で、保険料や税金、利用料といった国民負担は増加する。

改定率が1%増だと約1千億円の負担増になる。12年度の改定は、介護職員賃金に充てる処遇改善加算を新たにつくり、報酬改定全体ではプラス1・2%だった。